

事務連絡
平成 24 年 6 月 13 日

都道府県
指定都市等 } 市民活動担当課御中

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（「新しい公共」・市民活動促進担当）

特定非営利活動促進法の改正に係る定款変更の取扱いについて

平素より、市民活動行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号。以下「改正法」という。）が本年 4 月 1 日に施行されたところ、改正法の施行に伴って定款の変更が必要となった場合の手続については、基本的には速やかに行われることが望ましいが、改正のあった規定に照らして適宜読み替えることによって定款の内容の類推が可能な場合（別紙の 2 参照）は、一定程度の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）が認められることとしております。

これに関連して、定款に「その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類」（改正法による改正後の特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項第 3 号）に該当する事項として、法別表に掲げる活動の種類の数のみを引用して記載している場合に、改正法の施行以後に内容の類推が不可能となる号ズレが生ずる事例（別紙の 1 参照）が生じていることから、当該事例について、下記のとおり取り扱うことと致しましたので、御連絡いたします。

記

定款の実質的な内容に変更はないものの、定款の記載方法等により法改正以後に内容の類推が不可能となる号ズレのみが生ずる場合にあっては、①法改正という法人にとっては消極的理由によるやむを得ない事由によって形式的な変更が生じるものであること、②当該変更が定款の実質的な内容に変更を生ずるものではないこと、一方で、③形式上、内容の類推が不可能であり、対外的に誤認を生ずる恐れがあるため、速やかな定款変更が必要であること、といった事情を踏まえて、法第 25 条第 3 項に規定する事項に係る場合であっても、特例的に法第 25 条第 6 項に規定する所轄庁への届出で足りるもの（いわゆる軽微な変更事項）として取り扱うこととする。

なお、上記の特例的な取扱いは、以下に掲げる条件のいずれにも該当する定款変更を行った場合に限るものとする。

1. 改正法の施行の日前の定款において、特定非営利活動の種類として法別表に掲げる活動の種類の数のみを記載している場合であって、当該回数について、改正法の施行の日以後初めて、改正法の別表の数に合わせるための形式的な訂正を行ったものであること。
2. 定款に記載した法別表の数のうち、4を6に、5を7に、6を8に、7を9に、8を10に、9を11に、10を12に、11を13に、12を14に、13を15に、14を16に、15を17に、16を18に、17を19に訂正するもののいずれかを内容とするものであること。
3. 改正法の施行により号ズレが生じた事項の全ての事項に係る訂正を行ったものであること。

以上

(参考)

1. 定款に特定非営利活動の種類として、号数のみが記載されている場合

⇒ 定款本則の規定のみでは、改正法施行前後のどちらの別表に掲げる特定非営利活動の種類を指しているか等、定款の内容を正しく類推することが不可能であるため、速やかな定款変更が求められる。この場合においては、特例的に法第25条第6項に規定する届出事項として取り扱う。

【具体例1】

<変更前>

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表の次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 一
2. 六
3. 七

<変更後>

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表の次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 一
2. 八
3. 九

【具体例2】

<変更前>

定款 第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる種類の活動を行う。但し、同表第9号及び第10号は除く。

<変更後>

定款 第〇条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表各号に掲げる種類の活動を行う。但し、同表第4号、第5号、第11号、第12号及び第20号は除く。

※変更前の活動の種類は、法別表第1号～第8号、第11号～第17号であり、これを機械的に読み替えると、改正法施行後は、法別表第1号～第3号、第6号～第10号、第13号～第19号となるため、速やかな定款変更が求められる。

2. 定款に特定非営利活動の種類として、号数及び事業活動が記載されている場合

⇒ 法改正による号ズレが生ずるものの、別表に掲げる特定非営利活動の種類が具体的に明記されていることから、内容を類推することが可能である。この場合には、定款変更に一

定程度の猶予（次の定款変更の際に併せて改正する等）が認められるため、当該変更は消極的理由には当たらず、原則どおり、法第 25 条第 3 項の認証事項として取り扱う。

【具体例】

<変更前>

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 六 災害救援活動
3. 七 地域安全活動

<変更後>

定款 第〇条 この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動促進法別表に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

1. 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 八 災害救援活動
3. 九 地域安全活動

(参照条文)

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律新旧対照条文（抄）

○ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

(傍線部分は改正部分)

新	旧
別表（第 2 条関係）	別表（第 2 条関係）
1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	1（同左）
2 社会教育の推進を図る活動	2（同左）
3 まちづくりの推進を図る活動	3（同左）
<u>4 観光の振興を図る活動</u>	(新設)
<u>5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u>	(新設)
<u>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u>	<u>4</u> 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
<u>7 環境の保全を図る活動</u>	<u>5</u> 環境の保全を図る活動
<u>8 災害救援活動</u>	<u>6</u> 災害救援活動
<u>9 地域安全活動</u>	<u>7</u> 地域安全活動
<u>10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動</u>	<u>8</u> 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
<u>11 国際協力の活動</u>	<u>9</u> 国際協力の活動
<u>12 男女共同参画社会の形成の促進を図</u>	<u>10</u> 男女共同参画社会の形成の促進を図

<p>る活動</p> <p><u>1 3</u> 子どもの健全育成を図る活動</p> <p><u>1 4</u> 情報化社会の発展を図る活動</p> <p><u>1 5</u> 科学技術の振興を図る活動</p> <p><u>1 6</u> 経済活動の活性化を図る活動</p> <p><u>1 7</u> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p><u>1 8</u> 消費者の保護を図る活動</p> <p><u>1 9</u> 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p><u>2 0</u> 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動</p>	<p>る活動</p> <p><u>1 1</u> 子どもの健全育成を図る活動</p> <p><u>1 2</u> 情報化社会の発展を図る活動</p> <p><u>1 3</u> 科学技術の振興を図る活動</p> <p><u>1 4</u> 経済活動の活性化を図る活動</p> <p><u>1 5</u> 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</p> <p><u>1 6</u> 消費者の保護を図る活動</p> <p><u>1 7</u> 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p> <p>(新設)</p>
---	---